

紀美野町第4回定例会会議録

平成24年12月4日（火曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成24年12月4日（火）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）)
- 第 5 議案第78号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 6 議案第79号 紀美野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 7 議案第80号 紀美野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第81号 紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 第 9 議案第82号 紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について
- 第10 議案第83号 紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第84号 紀美野町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第85号 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第86号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第87号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第88号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第89号 海南海草老人福祉施設事務組合規約の変更について

- 第17 議案第90号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について
- 第18 議案第91号 紀美野町道路線の認定について
- 第19 議案第92号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第20 議案第93号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第21 議案第94号 平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第22 議案第95号 平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第96号 平成24年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第24 議案第97号 平成24年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案第98号 平成24年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第26 議案第99号 平成24年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 

○会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

---

○議員定数 14名

---

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良浴 光 君
2番	町 田 富枝子 君
3番	田 代 哲 郎 君
4番	小 椋 孝 一 君
5番	北 道 勝 彦 君
6番	向井中 洋 二 君
7番	上 北 よしえ 君
8番	伊 都 堅 仁 君

9番 仲尾元雄君  
10番 松尾紘紀君  
12番 美野勝男君  
13番 美濃良和君  
14番 加納国孝君

---

○欠席議員

11番 杉野米三君

---

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君
消防長	家本宏君
総務課長	井上章君
企画管財課長	増谷守哉君
住民課長	牛居秀行君
税務課長	中谷嘉夫君
保健福祉課長	山本倉造君
産業課長	岩田貞二君
建設課長	山本広幸君
総務学事課長兼 教育次長	中尾隆司君
生涯学習課長	尾花延弥君
会計管理者	西切博充君
水道課長	温井秀行君
地籍調査課長	前野忠弘君
美里支所長	西敏明君
国体推進課長	南秀秋君

代表監査委員 向江 信夫 君

---

○欠席したもの

なし

---

○出席事務局職員

事務局 長 大東 淳悟 君

書 記 中谷 典代 君

## 開 会

○議長（加納国孝君） 杉野議員から欠席届が出ていますので、報告します。

規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（加納国孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（加納国孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番、田代哲郎君、4番、小椋孝一君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（加納国孝君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、仲尾元雄君。

（議会運営委員長 仲尾元雄君 登壇）

○議会運営委員長（仲尾元雄君） 去る11月28日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から12月18日までの15日間とし、再開日は11日、14日及び18日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は12月5日（水曜日）の午後3時までといたします。

次に、全員協議会につきましては、本日、本会議終了後、開催したいと思っております。

次に、総務文教常任委員会を12月7日（金曜日）午前9時30分から、産業建設常任委員会は12月6日（木曜日）午前9時30分から開催したいと思っております。

次に、広報編集委員会を12月14日、本会議終了後、開催したいと思っております。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願ひします。

以上で、報告を終わります。

(議会運営委員長 仲尾元雄君 降壇)

○議長 (加納国孝君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月18日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長 (加納国孝君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、例月出納検査結果に関する報告、教育委員会より平成23年度事務事業分、事務執行状況点検評価報告書が提出されております。

お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め、関係者の皆様方には何かと御多忙の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、国政におきましては、去る11月16日、衆議院の突然の解散によりまして、本日12月4日公示、12月16日投票の総選挙が行われます。決められない政治から脱却し、景気回復等、山積する行政課題の早期解決を望むものであります。

また、去る11月21日に損害賠償住民訴訟事件の控訴審判決が言い渡され、「控訴人の請求を棄却する。」「控訴費用は、控訴人の負担とする。」という判決でした。この判決は、和歌山地裁の判決と同様に、当町の主張が全面的に認められた結果となっております。

さて、今議会の補正予算に土地購入予算を計上いたしておりますが、これは土地開発

公社からの土地購入を行うための予算であります。高齢者関係の補助金を活用した地域  
支え合い連携事業補助金やふるさとまちづくり応援基金を活用した補助事業により、地  
域の支え合いや連携に資する事業を行います。

また、財政健全化のため、3億2,800万円余りの繰り上げ償還も行います。

さて、今期定例会に上程いたしております案件は、議案第77号から議案第99号ま  
での23件であります。

専決処分の承認を求めることの案件が1件、条例の制定に係る案件が4件、条例の全  
部改正に係る案件が1件、条例の一部改正に係る案件が6件、組合規約の変更につい  
ての案件が2件、町道路線の認定についての案件が1件、教育委員会委員の任命の同意に  
ついての案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦についての案件が1件、そして平成2  
4年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が6件であります。

この後、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、十分御審議の上、原案どお  
り御可決いただきますようお願いを申し上げます、御挨拶並びに行政報告とさせてい  
ただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 次に、過日、総務文教・産業建設両常任委員会が県外の所  
管事務調査を行っておりますので、委員長から調査結果について報告願います。

総務文教常任委員長、上北よしえ君。

(総務文教常任委員長 上北よしえ君 登壇)

○総務文教常任委員長 (上北よしえ君) 去る10月4日から5日の2日間、総務  
文教常任委員会、所管事務調査を岩手県八幡平市、及び青森県西目屋村において実施い  
たしました結果について報告申し上げます。

まず、岩手県八幡平市役所にて、「子育てヘルパー派遣事業について」のテーマで研  
修しました。

旧西根町、旧松尾村、旧安代町が平成17年9月1日に合併した、人口約2万9,0  
00人、面積862.25平方キロメートルの市で、北東北3県の中心に位置し、東北  
自動車道、国道282号、JR花輪線が八幡平市を縦貫して、北東北の交流拠点として  
良好な条件を持っています。

市は、「農(みのり)と輝(ひかり)の大地」を将来像に掲げていて、「農(みの  
り)」は、基幹産業である農業を意味し、米やホウレンソウ、リンドウ、畜産物などす

ぐれた農産物をイメージして、「輝（ひかり）」はもえる若葉の緑、清らかな水と澄んだ空の青、鮮やかな紅葉の赤、純白の雪をイメージし、豊かな森林と躍動感あふれる観光や商工業をあらわして、北東北の交流新拠点として人や物、情報が活発に行き交い、未来に向かって限りない発展をする市の将来像を意味している町です。

そこで、「子育てヘルパー派遣事業」は、産前・産後の家庭に過重な負担や不安のかかる時期において、訪問による支援を実施することで安定した子育てを可能とすること、及び本来、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的にみずから支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を発見し、予防的・総合的に支援をすることを目的として、平成19年から実施されてきました。

八幡平市に住所を有する妊婦または母親等が、家事を行うことが困難であり、かつ昼間において当該妊婦または母親等を援助する者がいない世帯を派遣対象世帯としていて、利用期間は、母子手帳交付後の妊婦が属する家庭においては、母子手帳交付から出産予定日までの期間、1歳未満の乳児が属する家庭においては、1歳前日までの期間、3歳未満の子が属するひとり親家庭においては、1歳前日までの期間、1歳から2歳前日までの期間、2歳から3歳前日までの期間となっていました。

利用回数は6回以内とし、1回当たり2時間以内（午前9時から午後5時まで）、サービス内容は、食事の準備、後片づけ、衣類の洗濯など、居室などの清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物、通院、散歩等の付き添いなどの家事に関することや、授乳の手伝い、おむつの交換、沐浴の介助など、育児に関すること、及び育児に関することの相談など、多岐にわたっていました。

利用方法は、母子手帳交付の際に窓口で申込書を配布し、利用希望者は申込書を児童福祉担当課または支所へ提出、担当課で審査の上、利用者へ利用券を送付、利用者は利用券を受託事業者であるJA新しいわてホームヘルプステーション西根というところへ電話で申し込み、サービスを受けるということでした。

6回を超えての利用についての費用は自己負担となり、所要時間30分以上1時間未満の場合は2,080円、所要時間1時間以上の場合、所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに830円を加算した金額で運営されていました。

利用件数は、平成19年度から平成23年度までは58件で、今年度は5人の申請があり、現在1人の2回利用にとどまっているとのことでした。

平成19年度、20年度の利用件数は、それぞれ22件と21件でありましたが、こ

こ3年間は一桁台の利用者で減少傾向にあり、今年度は大きくPRするため、民生委員の会合や市の広報紙を使ってPRしていくとのことでした。

費用については、役所で一旦収入して、全額受託事業者へ支出しているとのことでした。

利用者からは、「日中に手伝う人がいなかったのととても助かった。」「また、必要なきには利用したい。」などの声が上がっていて、1人目の出産時に利用した方が、2人目のときも利用を希望し、窓口に申請に来た方や、最近では、今すぐ利用する予定はないが、急に使いたいときのために申請し、利用券を持っていたいという人がふえてきているとのことでした。

その他の子育て支援についても、保育に欠ける子への支援や小学校3年生までの学童保育（ケースにより6年までの場合もあり）、出産祝い金支給、休日保育支援事業、扶養に係る支援（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当）や悩み等の相談、母子支援など、多くの取り組みが実施されていました。

「子育てヘルパー派遣事業について」は、本町ではまだ実施されていない事業ですが、今後の子育て支援対策について参考になることが多く見られ、非常に有意義な調査でありました。

次に、青森県西目屋村にて、「子育て支援対策について」「定住促進住宅の整備について」のテーマで研修しました。

青森県津軽地域の南西部、中心都市である弘前市から約16キロメートルに位置し、人口約1,500人、面積246.05平方キロメートル、総面積93%が林野（林野面積の89%が国有林）で、耕地面積は総面積の1.6%、世界自然遺産白神山地の村として、東北有数の大きさを誇る津軽ダム建設を抱え、来年度は村制施行120周年の年月を重ねる歴史を持ち、産業は、農業と観光が中心の村であります。

村では、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを実施するため、平成20年4月10日に「西目屋村少子化対策推進本部」を設置し、中学生までの子供医療費無料化、3歳児以上保育料無料化、妊産婦健診の無料化などの政策を検討し、実施。平成21年に合計特殊出生率1.85を記録し、就学前の乳幼児数は平成19年を最低値とし、その後、乳幼児数は増加傾向となり、少子化対策の一定の成果を示しているとのことでした。

その後、村民の多様な子育て支援ニーズに対応するために、平成22年11月30日

より、少子化対策を含む総合的な子育て支援対策として、名称を「西目屋村子育て支援対策本部」と変更し、「村民負担ゼロ（完全無料化）事業」9件を初め、各種支援・補助事業、及び村内外の若者世帯の定住促進のための住宅整備事業を実施していました。

村民負担ゼロ（完全無料化）事業9件については、

- ①チャイルドシート無料貸し出し
- ②保育園の入園児の無料送迎
- ③3歳児以上の保育料無料
- ④妊婦健診無料化（項目・上制限なし）
- ⑤産婦健診無料化（項目・上制限なし）
- ⑥インフルエンザ予防接種費用無料化

中学生以下、75歳以上、非課税世帯は接種無料、その他は自己負担1,000円

⑦子供医療費無料。これは、高校3年生まで。入院費・食事代も含む。

⑧児童福祉施設利用時の自己負担無料化

⑨妊婦歯科無料化

であり、そのほか支援・補助事業として、

①高校生奨学補助金（1人につき年額10万円）

②大学生・高校生奨学育英資金（高校生18万円／年 大学生36万円／年）

無利子で最長10年返済

③子宝育成奨励金（村に3年以上住所を置き居住する）

第2子 出産祝い金15万円 小学校入学10万円

第3子 出産祝い金20万円 小学校入学15万円

第4子 出産祝い金20万円 小学校入学17万円

第5子 出産祝い金30万円 小学校入学20万円

でありました。

中でも、

- ・子供医療費無料（中学校3年生まで）を高校生まで拡充
- ・児童福祉施設利用時の自己負担の無料化
- ・子宝育成奨励金（第3子から）を第2子へ拡充

については、平成23年4月1日より実施。

また、「妊婦歯科健康診査の費用助成」は、平成23年7月1日より開始したとのこ

とでありました。

また、定住促進住宅の整備については、平成17年度にオール電化で弘前市の充実の設備をうたう新築アパートと同程度の設備を有する定住促進住宅6戸を試験的に整備したところ、10世帯の申し込みがあり満室となったため、村内の賃貸住宅は十分に需要があるとの結論に至り、平成18年に定住促進住宅整備計画を策定し、計画的に定住促進住宅を整備することとした。

通勤時間の長さや買い物などの不便さ、娯楽の少なさなど、弘前市内に居住することに比べ不利な条件があるので、それを補って余りある魅力的な住宅とするため、オール電化住宅を選択し、弘前市内の新築アパートで充実の設備をうたう民間アパートと同等以上の設備を備え、家賃は弘前市内の同程度の住宅より半額以下に抑えることとした。

また、間取りは若者世代の3人家族を標準とし、4人家族でも対応できる広さを確保するものとし、12畳のリビングと6畳の主寝室及び子供部屋からなる2LDKの構成とした。

家賃の決定に当たっては、地方債（過疎対策事業債）の償還期間が12年であることから、事業費のうち村単独経費の家賃による回収年数を12年に設定し、月額2万4,000円としていました。10年を経過すると設備関係の修繕費の負担増が予想されるため、以後の家賃収入はその財源とし、快適な居住環境を維持していくこととしていました。

平成17年度建築分は、約75%が地方債、村費約25%（1,447万3,000円）、平成19年度建築分は、地域住宅交付金（国費）約43%、地方債約41%、村費約16%（1,413万円）、平成21年度建築分は、地域活性化・生活対策臨時交付金（国費）約94%、地方債約5%、村費約1%（105万9,000円）であり、国からの交付金をうまく利用し、村費の支出をできるだけ抑える方法で実施されていました。

村外からのこの住宅への転入者は、平成24年10月1日現在で75人、村全体の中学生以下の人数137人に対して、住宅入居中学生以下の人数は35人（25.5%）で、村全体の未就学児童49人に対する住宅入居未就学児童の割合は21人（42.9%）と高い数値を示しており、この事業の一定の効果を確認することができました。

いずれの施策も、小さな村の利点を生かし、村民の多様な子育て支援ニーズに対応、大きな自治体では予算がかかり過ぎてできない施策も、この村だからこそ対応できたも

のと考えられます。

限りある自治体予算の中で、これまでの取り組みを評価しながら、今後も子育て支援に対応していくとのことであり、当町にとってもとても参考になる有意義な調査でありました。

以上で、委員長報告を終わります。

(総務文教常任委員長 上北よしえ君 降壇)

○議長（加納国孝君） 続いて産業建設常任委員長、松尾紘紀君。

(産業建設常任委員長 松尾紘紀君 登壇)

○産業建設常任委員長（松尾紘紀君） 去る、10月4日から5日の2日間、産業建設常任委員会所管事務調査を、岩手県八幡平市及び葛巻町において実施いたしました結果について報告します。

八幡平市役所において、「新規就農者支援事業について」のテーマで研修しました。

市は、「農（みのり）と輝（ひかり）の大地」を将来像に掲げていて、「農（みのり）」は、基幹産業である農業を意味し、米や「ハウレンソウ」「リンドウ」畜産物など、すぐれた農産物をイメージして、「輝（ひかり）」は、もえる若葉の緑、清らかな水と澄んだ空の青、鮮やかな紅葉の赤、純白の雪をイメージし、豊かな森林と躍動感あふれる観光や商工業をあらわして、北東北の交流新拠点として人や物、情報が活発に行き交い、未来に向かって限りない発展をする市の将来像を意味している町です。

平成22年度より「八幡平市新規就農者支援事業」を創設し、事業を実施してまいりました。

栽培作物は、八幡平市重点推進作物であるハウレンソウ、またはリンドウを選定してもらい、農業経営に意欲のある方のサポートをしていく事業です。

対象者は、

(1) 独身者はおおむね30歳以下、既婚者はおおむね45歳以下の方

(2) 新規就農体験者研修事業以外は、就農時（研修開始時）に市内に居住する者とし、

(3) 新規就農者支援事業及び後継者就農研修支援事業については、実施計画書を提出し、市長が認定した方で市内に就農することが確実な者とし、

栽培作物として、

市が指定する重点推進作物の「ハウレンソウ」または「リンドウ」

支援内容は、

①新規就農支援金として、

1 事業について、市内の研修受け入れ農家での研修期間（必須1年を限度）を含む3年間について生活費を支援

②後継者就農研修支援金として、

1 事業について、自家以外の市内の研修受け入れ農家で研修（1年間を限度）を行う期間について生活費を支援

支給金額の基本額として、独身者は月額10万円、夫婦の場合は月額13万円とし、配偶者を除く扶養者1人につき月額2万円の加算額、それ以外に家賃の助成として、市内の借家住まいの場合は、月額2万円を上限とし、家賃の2分の1を助成するものであります。

③新規就農体験者研修支援金として、

市外から市内の研修受け入れ農家で研修を行う場合、

旅費として、研修1回につき1キロメートル当たり37円を助成

家賃として、市内の借家住まいの場合に、月額2万円を上限とし、家賃の2分の1を助成

また、④研修受け入れ農家支援金として、

新規就農者の研修を受け入れる農家に、月額5万円を助成するものであります。

指定作物について、市が指定する重点推進作物の「ホウレンソウ」は、昭和55年の冷害による稲作の所得減収分を補う手だてとして、「雨よけほうれんそう」の生産拡大意欲が高まり、東北自動車道の開通により、首都圏への野菜供給の道筋ができたことなどの後押しにより、「日本一のホウレンソウ産地をつくろう」の合い言葉で、生産者、関係者が一致団結した結果、「西根ほうれんそう」のブランドが市場に浸透し、ホウレンソウ産地として高い評価を受けることとなったものであること。

また、「リンドウ」については、水田の転作作物を探す中で、冷涼な気候、水田の土壌条件が「リンドウ」に適していることから、昭和47年から本格的に栽培してきたものであり、昭和63年には岩手県がリンドウ生産日本一となった作物であることにより、「ホウレンソウ」と「リンドウ」を指定したものであります。

当町においては、平成24年度からの国の事業としての「青年就農給付金事業」を活用して、現在5名と一組の夫婦、計6件の申し込みがあるところではありますが、八幡平

市においては、既に平成22年度から実施されていて、事業実績としては、平成24年10月現在、3名の新規就農者が活躍されているとのことでした。

新規就農者、後継者、研修受け入れ農家等、関係者の農業に対する熱い思い、考え方があり、本気で取り組んでいるとのことでありました。

次に、葛巻町、くずまき高原牧場において、バイオマスタウン構想、クリーンエネルギーへの取り組みの中の「木質バイオマス事業について」のテーマで研修しました。

岩手県北部に位置し、人口7,200人、面積434.99平方キロメートル（森林約86%）、基幹産業が酪農と林業の町、新エネルギーの導入の町として、21世紀の課題である食料、環境、エネルギー問題に貢献するまちづくりを推進。牧場やワイン工場など、第三セクターと連携した取り組みで町で発展を図っている町です。

特に、風力発電、太陽光発電、木質バイオマス発電、家畜ふん尿バイオガス発電など、地球環境に貢献する新エネルギーを推進、町民や事業者、行政が一体となり、省エネルギーに取り組むことにより、「エネルギー自給率100%」のまちづくりを目指しているとのことでした。

平成11年3月、「葛巻町新エネルギービジョン」を、平成16年2月には「葛巻町省エネルギービジョン」を策定し、バイオマス利用を含めた新エネルギーの導入、事業所や家庭の日常生活における省エネルギー行動の普及を積極的に推進、平成20年2月、「葛巻町バイオマスタウン構想」が発表され、地域資源の利活用に取り組んでいました。その重点目標として、

- ①家畜ふん尿の利活用
- ②事業所系食品廃棄物の利活用（一般家庭へは生ごみ処理機の普及補助）
- ③木質バイオマスの利活用（ペレットの利活用、ガス化発電）
- ④家畜排せつ物・木質バイオマス複合化施設
- ⑤木炭産業の創出（土壌改良剤、水質浄化など）
- ⑥町産材の利用促進（利用促進補助金、エコモデル住宅展示）カラマツのブランド化

を掲げ、クリーンエネルギーを推進していました。

木質バイオマスの利活用の中で木質ペレットは、化石燃料と比べて温室効果ガスの発生が極めて少なく、また、木材加工の過程で発生する不用な木の皮を原料に使用するので無駄がなく、近年の原油高や地球温暖化に伴い注目されているエネルギーの一つであ

り、町の86%が森林であることから、昭和56年から民間の業者が木材をパルプ原料にチップ加工する過程で取り除いた樹皮を固めて木質ペレットを製造し、町内外に販売していたことが、町全体として新エネルギー導入を始めた大きな原因となったとのことでした。

地域で生産される木質ペレットの地域内利用拡大を目指し、ペレットストーブ等の燃焼機器を公共施設への導入や町単助成制度の創設や、森林組合によるペレットストーブリース事業なども実施されており、各家庭や事業者への普及を進めているとのことでした。

また、森林整備の過程で発生する年間8,500立方メートルの間伐材のうち、8割が山林に放置されている状況があり、これの有効利用を目的として、平成16年度から月島機械株式会社とNEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）との共同開発により、森林の間伐施業に伴う木質バイオマスの熱電気供給システム実証試験事業に取り組み、平成20年度末の研究事業終了後は、施設・設備の無償譲渡を受け、1日に約3トンの間伐材をチップ化し、これを原料にガス化を行い、出力120キロワットの発電機を15時間稼働で一日に約1,500キロワットアワーを、自営配電線架設施設への供給が可能になったとのことでした。

このシステムの主なメリットとしては、森林整備の過程で発生する間伐材の有効利用、熱と電気を利用できるため、エネルギー効率が高いこと、地球温暖化防止への貢献が上げられ、森林の適正な管理を行うことで林業の新しいモデルの構築が可能であると考えられ、まだ、チップの価格やランニングコストがかかることなど問題点もあり、現在は運休中でしたが、今後も森林組合を主体的に、搬出した間伐材を原料として活用するとともに、発電時に得られる熱量利用も進め、チップ材をガス化して残る粉炭などを、従来からの製炭業とあわせて、木炭産地として確立を図り、同時に、新たな木炭産業の創設を目指し、土壌活性剤や水質浄化剤、建築資材、ナノテク素材等、多目的用途における利用販売を促進し、雇用促進、林業活性化等も含め、経済性を高めた有効活用と環境の保全を図っていききたいとのことでした。

このほかには、風力発電所2カ所15基、合わせて年間5,600万キロワットアワーの発電、一般家庭が使う消費電力の1万6,600世帯分に相当、売電収入年間約4億5,000万円、太陽光発電設備は、葛巻中学校やコミュニティ施設を含め、20数カ所の公共施設に設置、合わせて年間22万7,000キロワットアワーほか、家畜ふ

ん尿バイオガス発電施設や公共施設のペレットボイラ設置、小・中学校を中心とした省エネプロジェクトの取り組み等も実施していて、エネルギー自給のまちづくりを推進中とのことでした。

これまで町が導入してきた施設は、電力会社への売電を目的とした施設や、生産したエネルギーもその施設のみで消費するものがほとんどであることから、町民からは、「クリーンエネルギーの恩恵を日常生活においても身近に実感したい」、「災害等非常時の東北電力停電時に利用できるように」という要望もあり、今後は町の豊かな自然環境を未来に託すとともに、1次産業の振興や町民の経済的負担の軽減等の支援にもつながる新たな新エネルギー政策が必要になってくるとのことであります。

両市町ともに、当町の農業・林業に対する今後の施策や取り組み等に参考になるものがたくさんあり、非常に有意義な調査でありました。

以上で、委員長報告を終わります。

(産業建設常任委員長 松尾紘紀君 降壇)

○議長（加納国孝君） 次に、一般質問の通告は12月5日、午後3時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度紀美野町一般会計補正予算(第3号))

○議長（加納国孝君） 日程第4、議案第77号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度紀美野町一般会計補正予算(第3号))について議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） それでは議案書の1ページをお願いいたします。

議案第77号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉  
提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求

める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成24年11月19日 紀美野町長 寺本光嘉

3ページをお願いいたします。

平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）。

平成24年度紀美野町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,103万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月19日提出 紀美野町長 寺本光嘉

今回の専決処分につきましては、衆議院の選挙の執行の費用ということで御理解をいただきたいと存じます。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。14款、国庫支出金、3項、1目の総務費国庫委託金で1,150万円の補正でございます。この歳入につきましては、衆議院議員選挙事務執行委託金でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款、総務費、4項、3目、衆議院議員総選挙費です。補正額として、1,150万円。1節、報酬で76万円、3節、職員手当等で490万円、7節、賃金、28万6,000円、8節、報償費、1万1,000円、11節、需用費で340万4,000円、12節、役務費で79万5,000円、13節、委託料で80万1,000円、14節、使用料及び賃借料で47万3,000円、16節の原材料費で5万円、18節、備品購入費で2万円。

詳細につきましては、説明欄を御一読いただきたいと存じます。

先ほど申しましたが、この費用につきましては、衆議院議員の総選挙にかかる費用ということで御理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第5 議案第78号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

◎日程第6 議案第79号 紀美野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

◎日程第7 議案第80号 紀美野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

○議長(加納国孝君) 日程第5、議案第78号、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、日程第6、議案第79号、紀美野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、及び日程第7、議案第80号、紀美野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、一括議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 議案書の10ページをお願いします。

議案第78号、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定を行うものであります。

78、79、80号の議案ですが、全て同じ提案理由。法律の改正に伴うものでございますので、ここで一括して説明をさせていただきたいと思っております。

この法律の改正によりまして、介護保険法が改正されまして、それまで国の基準によって定めてました指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を町の条例で制定して、25年4月1日から施行するということが法律で定められました。

それに基づきまして、三つの条例をこのたび上程させていただくことになっております。

まず、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例でございますが、これは指定地域密着型サービスのうち、介護、要介護1から5までの人に対するサービスでございます。この条例の趣旨は、国の定めている基準の例によって、町の基準も行うということでございます。

中で、記録の保存につきましては、基準では2年となっているところを5年間の保存をしていただくことにしました。

続きまして、基準には定められていない人権擁護と非常災害対策、及び衛生管理につきまして定めています。これは、県も同様に、この法律の改正によりまして、介護老人福祉施設の基準を定めることになりまして、その中に県も同様の規定を定めていくこととなります。同じ施設でそれぞれのサービスが行われるところもありますので、県と同様の基準としました人権擁護、非常災害対策、衛生管理においても、同様の基準を町の条例でも定めることといたしました。

続きまして、第79号でございますが、紀美野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。

紀美野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、紀美野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定を行うものであります。

これも先ほど申しましたものと同様の理由によりまして、国が定めています指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の例によるという定めでございます。

これも先ほど申しました保存年限ですが、記録の保存につきましては、2年から5年としています。

同様に、人権擁護、非常災害対策、衛生管理についても同様の定めになっています。

介護予防サービスというのは、要支援1・2の人に対するサービスの事業について、別に定めるということになっていますので、また二つ目の条例となっています。

続きまして、16ページ、議案第80号、紀美野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について。

紀美野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、紀美野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定を行うものであります。

この条例は、地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定めるものでありまして、申請者の資格といたしまして、第3条で定めています法人であることということと、紀美野町暴力団排除条例第2条第3号に規定するものを除くとしています。

暴力団の関係者の方を除いて、法人が指定申請をすることができる。

もう一つ、第2条。逆になりましたが、第2条の入所定員ということで、法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とするということですが、これは地域密着型介護老人福祉施設の定員を条例で定めるということになりましたので、これ

は法律どおり 29 人以下というふうに条例で定めることといたしました。

以上でございます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

◎日程第 8 議案第 8 1 号 紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する  
条例の制定について

○議長 (加納国孝君) 日程第 8、議案第 8 1 号、紀美野町水道の布設工事監督者  
及び水道技術管理者に関する条例の制定について、議題とします。

説明を願います。

水道課長、温井君。

(水道課長 温井秀行君 登壇)

○水道課長 (温井秀行君) 議案書の 18 ページをお開き願います。

議案第 8 1 号、紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制  
定について。

紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を次のとおり制定し  
たいので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項の規定により議会の  
議決を求めます。

平成 24 年 12 月 4 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図  
るための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、水道技術管  
理者の資格基準等を整備したいので、本条例を制定するものでございます。

次の 19 ページをお願いいたします。

紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例。

制定の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図  
るための関係法律の整備に関する法律、平成 23 年法律第 105 号、整備法と言います、  
の施行による水道法の一部改正に伴い、水道法で規定されている布設工事監督者が監督  
業務を行う水道の布設工事の基準、及び布設工事監督者の資格基準、水道法 12 条です。  
水道技術管理者の資格基準、水道法第 19 条を条例で定めるとされたことによるもので  
ございます。

条例の内容でございますが、第 1 条は、対象者の趣旨を定めています。

第 2 条は、布設工事監督者を配置する工事の種別を定めています。

第3条は、布設工事監督者の資格基準を定めています。

第4条は、水道技術管理者の資格基準を定めています。

附則、施行期日でございますが、平成25年4月1日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、この条例の施行の際、現に水道法施行令第4条第1項に規定する資格を有する者として、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行っている者は、第3条に規定する資格を有する布設工事監督者とみなす。政令で定める資格とみなす経過措置を設けることとなっております。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

◎日程第9 議案第82号 紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について

◎日程第10 議案第83号 紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について

◎日程第11 議案第84号 紀美野町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第9、議案第82号、紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について、日程第10、議案第83号、紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について、及び日程第11、議案第84号、紀美野町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 議案書の21ページをお願いいたします。

議案第82号、紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例について。

紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方自治法の一部改正に伴い、紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正するものでございます。

22ページをお願いいたします。

紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例ということで、この条例改正について御説明をいたします。

提案理由でも申し上げましたが、地方自治法の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。

まず、政務調査費に関する地方自治法の一部改正について概要を申し上げます。

政務調査費が政務活動費へ名称変更され、交付目的をこれまでの議会の議員の調査研究に資するから、議会の議員の調査研究、その他の活動に資するに拡充されました。

経費の範囲については、条例で定めることとされ、また、議長がその透明性の確保に努める旨の規定が加えられています。

さて、この条例改正についてでございますけれども、第2条では、政務活動費に充てることができる経費の範囲を規定しています。経費の内容については、26ページの別表第1に定めています。拡充された経費については、要請陳情等活動費、それから下の欄にありますけれども、事務所費、人件費、この3点でございます。その他は、現行規則で定めているのと変更はございません。

24ページをお願いいたします。

第10条では、議長が透明性の確保に努める旨の規定であります。

その他の条文につきましては、現行の政務調査費の交付方法と実施内容の変更はありません。

附則の1項につきましては、施行期日の規定であります。

2項につきましては、経過措置の規定であります。

以上で、議案第82号の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第83号をお願いします。

議案書の28ページをお願いいたします。

議案第83号、紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について。

紀美野町防災会議条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

災害対策基本法の改正に伴い、紀美野町防災会議条例の改正を行うものでございます。

29ページをお願いします。

紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例ということで、その条例改正について御説明を申し上げます。

別紙、新旧対照表の1ページをごらんいただきながらお願いしたいと思います。

第2条の改正につきましては、防災会議の役割を諮問的機関として明確にするため、平時における防災に関する重要事項を審議することや意見を述べる事が追加されたものでございます。

第3条第5項第8号の改正につきましては、自主防災組織を構成する者が追加されたものでございます。

附則につきましては、施行期日の規定であります。

以上、議案第83号の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第84号、30ページをお願いいたします。

紀美野町災害対策本部条例の一部を改正する条例について。

紀美野町災害対策本部条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

災害対策基本法の改正に伴い、紀美野町災害対策本部条例の改正を行うものでございます。

31ページをお願いします。

紀美野町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

この条例についても、別紙の新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

災害対策基本法の改正により、条例への委任規定が、第23条第7項から、第23条の2第8項となったものでございます。

内容等の変更はありません。

附則につきましては、施行期日の規定であります。

以上、説明を終わらせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第12 議案第85号 紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第12、議案第85号、紀美野町災害弔慰金の支給等

に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 32ページをお願いします。

議案第85号、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正するものである。

紀美野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、弔慰金を死亡者に配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合、死亡者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟、姉妹に限り、弔慰金を支給するというものの改正でございます。

法律による改正に基づく条例の改正でございます。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

◎日程第13 議案第86号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について

◎日程第14 議案第87号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第13、議案第86号、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第87号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。

産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長(岩田貞二君) 34ページをお願いいたします。

議案第86号、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町公衆便所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

真国区民センターの便所改修に伴い、紀美野町公衆便所条例の改正を行うものであります。

次の35ページをお願いします。

紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例。

紀美野町公衆便所条例の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

真国公衆便所、紀美野町真国宮32番地2。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

真国地区では、過疎事業等が行われまして、地域への観光客がふえております。そこで、区民センターの南側からトイレが利用できるように改修を行ったもので、土日の休館等でも利用できるようにしたものでございます。

また、観光トイレとして利用していきたいと考えておりますので、御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

続きまして、ページ36、議案第87号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について。

紀美野町山の家おいし条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由です。

生石高原キャンプ場の有料化に伴い、紀美野町山の家おいし条例の改正を行うものであります。

37ページをお願いします。

紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例ということで、第3条にありますレストハウスの維持管理、販売、周辺の維持管理等の後に第4項として、生石高原キャンプ場の利用に関することを追加させていただきたいということです。

7条、利用の許可、8条、利用料金、9条に利用料金の減免または還付を追加させていただきます。

この条例の改正については、新旧対照表の5ページから7ページに記載しておりますので、お願いします。

10条では、管理に関することを記載しております。

次の、38ページをお願いします。

38ページでは、利用料金についての案を書かせていただいております。土地が変形しておりますので、区画が統一化できないので、その3種類ということで、それにキャンプとデイキャンプを加えた6種類の料金体制で行いたいと思っております。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行ということで、原案どおり御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

◎日程第15 議案第88号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第15、議案第88号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは、39ページをお開きください。

議案第88号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営住宅条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

公営住宅法の改正に伴い、紀美野町営住宅条例の改正を行うものでございます。

40ページをお願いします。

紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例。

紀美野町営住宅条例の一部を次のように改正する。

まず、今回の公営住宅法の改正につきましては、平成23年5月2日に国から地方への権限移譲を目的として施行された分権一括法に基づき、公営住宅法の一部が改正され

たものでございます。

従来、公営住宅法では、住宅の整備基準については、省令にて、また、入居収入基準については、政令にて全国一律の基準として定められておりましたが、今回の法改正では、事業主体である地方公共団体がその基準を条例で定めなければならないこととなりました。

このため、紀美野町営住宅条例の第3条の2に整備基準を、また、第6条、第12条に入居収入基準に係る一部改正を行うものでございます。

なお、改正する基準につきましては、従来からある国の基準を参酌してございますので、内容的には現行と同じものとなっております。

まず、40ページ、上から中ほどまででございます第3条の改正でございますが、第3条の次に第3条の2として、整備の基準1号から4号を挿入する改正を行ってございます。

次に、6条で入居収入基準に係る改正を行ってございます。これにつきましては、改正前では、政令の文面で行ってございましたが、具体的な政令で制定されている金額を表示するという改正を行ってございます。

次に、12条で入居収入基準に係る改正を行ってございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するという事で改正を行います。

以上、紀美野町住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

◎日程第16 議案第89号 海南海草老人福祉施設事務組合規約の変更について

○議長(加納国孝君) 日程第16、議案第89号、海南海草老人福祉施設事務組合規約の変更についてを議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 42ページをお願いします。

議案第89号、海南海草老人福祉施設事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、海南海草老人福祉施設事務組合規約の一部を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されることに伴い、海南海草老人福祉施設事務規約の変更を行うものである。

43ページです。

海南海草老人福祉施設事務組合規約の一部を改正する規約。

海南海草老人福祉施設事務組合規約の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

これは、障害者自立支援法の名称変更によるものでございます。やすらぎ園でございますが、2011年6月より自立支援法の短期入所の事業指定を受けておりまして、その規約を定めてございますので、法律の名称変更に伴い、名称変更するということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

◎日程第17 議案第90号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について

○議長(加納国孝君) 日程第17、議案第90号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更についてを議題とします。

説明を願います。

住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 議案書の44ページをごらんください。

議案第90号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求めます。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称が改正されることに伴い、国民健康保険野上厚生病院

組合規約の変更を行うものでございます。

また、今回の法改正の趣旨といたしましては、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえまして、地域社会による共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとされております。

議案書の45ページをお願いいたします。

国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を改正する規約でございます。

参考資料として、お手元に配付されております条例等に係る新旧対照表の11ページをごらんください。

国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「共同生活介護及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則といたしまして、この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第6項の改正規定の中で、「共同生活介護及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める部分につきましては、平成26年4月1日からの施行となっております。

これにつきましては、共同生活介護及び共同援助を行う事業、いわゆるケアホームとグループホームの事業につきましては、平成26年4月1日から一元化され、共同生活介護事業が共同生活援助事業の中に含まれるということによるものでございます。

以上、簡単でございますが、国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を改正する規約の説明といたします。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第18 議案第91号 紀美野町道路線の認定について

○議長(加納国孝君) 日程第18、議案第91号、紀美野町道路線の認定についてを議題とします。

説明を願います。

建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 46ページをお願いします。

議案第91号 紀美野町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり認定したいので、同法同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

路線番号につきましては、5062番、路線名、小畑会場線、幅員は5メートルから7.1メートル、延長27メートル、起点、小畑289番4地先、終点、小畑289番7地先。

この道路につきましては、国道370号野鉄代替道路として整備されていた道路が、小畑地区内におきまして、野上厚生病院付近交差点から旧紀伊野上駅付近までの間がバイパス道路として整備され、平成24年9月に供用開始されました。これに伴うバイパス道路から現国道への接続用の道路27メートルですが、今回、町道管理として認定のお願いをするものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしく申し上げます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時32分)

---

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎日程第19 議案第92号 教育委員会委員の任命の同意について

◎日程第20 議案第93号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（加納国孝君） 日程第19、議案第92号、教育委員会委員の任命の同意について、及び日程第20、議案第93号、人権擁護委員候補者の推薦について、一括議題とします。

説明を願います。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 議案書の47ページをお願いします。

議案第92号、教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、松本守信、生年月日は、昭和38年10月14日、住所が紀美野町神野市場181番地でございます。

提案理由につきましては、前任者でございました潰崎氏が、平成24年10月31日をもって辞職をいたしましたことに伴いまして、委員の任命をするために提案するものでございます。

どうか御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、48ページでございます。

議案第93号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、東芝學、生年月日は、昭和17年6月18日、住所が紀美野町小畑140番地4でございます。

提案理由につきましては、平成25年6月30日をもって任期満了となりますので、委員候補者の推薦をするために提案するものでございますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げ、提案どおり御承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第21 議案第94号 平成24年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(加納国孝君) 日程第21、議案第94号、平成24年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 議案書の49ページをお願いします。

議案第94号、平成24年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)。

平成24年度紀美野町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,748万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,852万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

56ページをお願いいたします。

歳入でございます。

12款、分担金及び負担金、1項、2目の土木費分担金は、30万円の増額補正をお願いしてございます。特殊急傾斜地崩壊対策事業分担金でございます。

14款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金では、662万5,000円の増額でございます。障害者自立支援給付費負担金でございます。

同じく14款、2項、2目の民生費国庫補助金では、21万3,000円の増額です。地域生活支援事業費補助金で20万円、障害程度区分認定等事業費で1万3,000円でございます。

4目、農林水産業費国庫補助金では、600万円の減額でございます、鳥獣害防止総合対策事業費補助金で600万円の減額でございますが、これは費目を国から県に変更するものでございます。

15款、県支出金、1項、1目の民生費県負担金では、331万2,000円の増額でございます。障害者自立支援の給付費負担金でございます。

同じく15款、2項、2目の民生費県補助金では、1,121万円の増額でございます。1節の社会福祉費では、ひとり親家庭医療費補助金で40万8,000円、2節の障害者福祉費では、地域生活支援事業費補助金で10万円。

57ページをお願いします。

同じく、3節の老人福祉費では、707万2,000円、地域支え合い連携体制構築事業費補助金でございます。

4節の児童福祉費では、子育て支援特別対策事業費補助金で363万円でございます。

続いて、4目、農林水産業費県補助金では、650万2,000円の増額です。中山間地域特別支払交付金で5万2,000円、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金で4

5万円、鳥獣害防止総合対策事業費補助金で600万円。この600万円については、先ほど申しあげました交付金から県費への変更ということです。

続いて、5目の消防費県補助金で21万5,000円、消防団安全対策設備整備費補助金でライフジャケット購入にかかるものでございます。

6目の教育費県補助金で33万2,000円、緑育推進「元気な森の子」事業費補助金でございます。

7目の災害復旧費県補助金で1,324万5,000円の減額です。過年度林業用施設災害復旧事業費補助金の減額でございます。

17款、寄附金、1項、2目のふるさとまちづくり応援寄附金では3万円の増額で、ふるさとまちづくり応援寄附金でございます。

18款、繰入金、1項、1目の財政調整基金繰入金では、3億1,595万5,000円の繰り入れで、財政調整基金からの繰り入れでございます。

2目のふるさとまちづくり応援基金繰入金は、400万円でございます。

1枚めくっていただきまして、58ページをお願いします。

20款、諸収入、4項、1目の雑入では、213万6,000円の増額です。紀の海広域施設組合精算金ということで、平成23度分の精算でございます。

21款、町債、1項、3目の衛生債で1,120万円の増額。一般単独債の合併特例債で550万円、過疎債で570万円の増額でございます。

8目の教育債では、530万円の増額、一般単独債の合併特例債で530万円でございます。

9目の災害復旧費で60万円の減額。過年補助災害復旧事業債でございます。

59ページをお願いします。歳出でございます。

1款、議会費、1項、1目の議会費で1万3,000円の増額。共済費でございます。

2款の総務費、1項、1目の一般管理費では、334万6,000円の増額です。消耗品で72万円、委託料で252万円、訴訟委託ということで、損害賠償住民訴訟事件の弁護士への支払いということでございます。

19節の負担金補助では、退職手当特別負担金として10万6,000円でございます。

4目の財産管理費で152万5,000円でございます。これは、修繕料です。

5目の企画費では、1,914万6,000円の増額です。時間外勤務手当で72万3,

000円、土地購入費で1,442万3,000円、これは土地開発公社よりのふれあい公園近くの公社の持つておる土地を購入するものでございます。

19節、負担金及び補助金では、400万円の増額です。ふるさとまちづくり応援基金活用事業でございます。

10目、交通安全対策費では、62万円の増額です。道路反射鏡カーブミラーの増額で40万円、それから防犯灯では22万円となっております。

1枚めくっていただきまして、60ページをお願いします。

3款、民生費、1項、3目の老人福祉費では、849万7,000円の増額です。時間外手当で2万円、地域支え合い連携体制構築事業補助金で707万2,000円、過年度返還金で140万5,000円となっております。

4目の障害者福祉費では、1,376万2,000円。主治医意見書役務費ですが2万7,000円、それから、負担金補助及び交付金では、福祉タクシー補助として8万5,000円、重度身体障害者住宅改修費で40万円でございます。

20節の扶助費では1,325万円、介護給付費・訓練等給付費でございます。

7目の子ども医療費では7,000円、過年度返還金です。

8目のひとり親家庭医療費では137万円、医療費扶助費でございます。

9目の総合福祉センター管理運営費で73万8,000円、燃料費でございます。

12目の介護保険事業費では1,785万4,000円、介護保険事業特別会計への繰出金です。

13目の後期高齢者医療では16万2,000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

61ページをお願いいたします。

3款、民生費の2項、児童福祉費の1目の児童福祉総務費で、363万円の増額でございます。児童虐待防止普及啓発事業委託料でございます。

7目の子ども手当で9,000円、過年度返還金でございます。

4款、衛生費、1項、4目の環境衛生費では570万円、野上簡易水道事業特別会計の繰出金でございます。

7目の診療諸費では29万5,000円、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金です。

4款、2項、1目の清掃総務費で517万5,000円、紀の海広域施設組合への負

担金でございます。

2目の塵芥処理費で204万6,000円、美里区域塵埃処理場水路の改修でございます。

62ページをお願いいたします。

5款、農林水産業費、1項、3目の農業振興費では、96万9,000円の増額です。中山間地域直接支払交付金で6万9,000円、農産物鳥獣害防止総合対策事業補助金で90万円です。

5款、2項、1目の林業総務費では3万9,000円、県治山林道協会和海支部への負担金でございます。

7款、土木費、1項、1目の土木総務費では60万円、県災害緊急砂防事業負担金でございます。

7款、2項、2目の道路橋りょう新設改良費は、増額はございません。予算の組み替えということです。町道南線の減額に伴いまして、町道神原線、あるいは町道安井福田線の増額をお願いする予算の組み替えということで御理解をいただきたいと思っております。

続いて63ページ。

8款、1項、1目の常備消防費136万2,000円、共済費でございます。

3目の水防費で52万4,000円、備品購入費で先ほど歳入でも申し上げました水防用品、ライフジャケットの購入費となっております。

9款、教育費、1項、3目の教育諸費では、33万5,000円でございます。この費目につきましては、緑育推進「元気な森の子」事業のそれぞれの経費となっております。

続いて、同じく9款、2項、1目の学校管理費で562万円の増額でございます。下神野小学校高圧低圧電気設備改修工事でございます。

同じく9款、3項、1目の学校管理費で、223万6,000円です。需用費で52万6,000円、工事請負費で135万円、美里中学校配管工事。これは、消火栓の漏水に伴うものでございます。

64ページをお願いいたします。

18節の備品購入費で36万円で、給食用備品でございます。

9款、教育費の4項、7目の美里天文台管理費では、29万6,000円。修繕料でございます。

9目の文化センター管理運営費で67万9,000円、臨時雇用の分でございます。

9款、5項、2目の体育施設管理運営費で11万5,000円、修繕料でございます。

10款、災害復旧費、2項、2目の林業施設災害復旧費で1,408万7,000円の減額。林道峯線災害復旧工事の工事請負費の減額が主なものでございます。

65ページをお願いします。

11款、公債費、1項、1目の元金で、3億2,831万2,000円の増額でございます。長期債元金繰上償還を行うための費用でございます。

続いて12款、諸支出金、1項、1目の財政調整基金で6,344万円の減額でございます。

財政調整基金の積立金の減額ということでございます。

12目のふるさとまちづくり応援基金費では、3万円のふるさとまちづくり応援基金の積立金の増額です。

53ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

限度額の補正をお願いするものでございます。一般単独債で1,080万円の増額で、3億7,200万円の限度額の引き上げでございます。

過疎債では、570万円増額の3億2,690万円の増額です。

災害復旧事業債では、60万円減額の380万円のそれぞれ限度額をお願いするものでございます。

補正後の起債の方法、あるいは利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第22 議案第95号 平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

◎日程第23 議案第96号 平成24年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について

◎日程第24 議案第97号 平成24年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議長(加納国孝君) 日程第22、議案第95号、平成24年度紀美野町国民健

康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第23、議案第96号、平成24年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、及び日程第24、議案第97号、平成24年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、一括議題とします。

説明を願います。

住民課長、牛居君。

（住民課長 牛居秀行君 登壇）

○住民課長（牛居秀行君） それでは、議案書の67ページをごらんください。

議案第95号、平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,521万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,701万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉  
議案書の72ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款、国庫支出金、2項、1目、財政調整交付金の2節、特別調整交付金で481万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。この補正につきましては、野上厚生病院の医療機器の購入に伴います補助と、野上厚生病院の保育施設建設に伴います国の補助に係る補正でございます。

次に、6目、災害臨時特例補助金で5万円の増額補正でございます。この補正につきましては、本年5月に福島県より転入された方に対します保険税の減免に対する補助と、国保の一部負担金の減免に対する国の補助によるものでございます。

次に、10款、繰入金、1項、2目、財政調整基金繰入金で4,034万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の73ページ、歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費の13節、委託料で28万1,000円の増

額補正でございます。この補正につきましては、レセプトの画像化分が一般業務に含まれまして国保連合会から請求されることとなったため、当初予算では審査支払手数料に計上していたものを、今回、本科目に支出先を変更することによるものでございます。

次に、2款、保険給付費、1項、一般被保険者療養諸費、1目、療養給付費は、増減はございませんが、財源内訳の変更となっております。

次に、2目、療養費で234万円の増額補正をお願いするものでございますが、この補正につきましては、本年度の実績に伴います療養費の増額推計によるものでございます。

次に、2款、保険給付費、2項、退職被保険者医療諸費、1目、療養給付費の19節、負担金補助及び交付金で1,090万円の増額補正でございますが、これにつきましても本年度の退職被保険者の療養給付費の増額推計によるものでございます。

続きまして、2款、保険給付費、3項、1目、審査支払手数料の13節、委託料で、51万5,000円の減額補正でございます。これにつきましては、国保連合会からの請求方法の変更により、先ほど説明申し上げました一般管理費の13節、委託料に支出先を振りかえた分と、保険事業費の委託料に支出先を変更することによるものでございます。

次に、2款、保険給付費、4項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費の19節、負担金補助及び交付金で2,420万9,000円の増額補正をお願いするものでございますが、これにつきましても、本年度におきます高額療養費の増額推計によるものでございます。

続きまして、74ページですが、2款、保険給付費、4項、2目、退職被保険者高額療養費の19節、負担金補助及び交付金で277万8,000円の増額補正でございますが、これにつきましても増額推計によるものでございます。

次に、8款、保険事業費、2項、1目、疾病予防費の13節、委託料で、37万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、先ほども説明をいたしました国保連合会からの請求方法の変更によりまして、保険給付費の13節、委託料から支出先を変更することによる増額補正でございます。

次に、9款、諸支出金、1項、2目、償還金の23節、償還金利子及び割引料で3万円の増額補正でございますが、この補正につきましては、平成23年度の出産育児一時金・補助金の精算によります返還金でございます。

次に、同じく9款、2項、1目、繰出金の28節、繰出金で481万9,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、歳入で説明をいたしました厚生病院の医療機器の購入と保育施設の建設にかかる国の補助金をそのまま国保会計トンネルで厚生病院にお支払いをする分でございます。

以上、簡単でございますが、平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

続きまして、75ページをお願いいたします。

議案第96号、平成24年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,778万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉  
議案書の80ページをごらんください。

歳入でございます。

4款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で29万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、職員給与費の増額に伴います繰入金でございます。

次に、81ページの歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費で29万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳につきましては、2節、給料で4万6,000円、3節、職員手当で4万5,000円、4節、共済費で20万4,000円となっております。

以上、簡単でございますが、平成24年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

続きまして、議案書の83ページをお願いいたします。

議案第97号、平成24年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定める

ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,723万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉  
議案書の88ページをごらんください。

歳入でございます。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で16万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては職員給与の増額に伴います繰入金でございます。

次に、89ページの歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で16万2,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、2節、給与で2,000円、3節、職員手当等で3,000円、4節、共済費で15万7,000円の増額補正となっております。

以上、簡単でございますが、平成24年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第25 議案第98号 平成24年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(加納国孝君) 日程第25、議案第98号、平成24年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 91ページをお願いいたします。

議案第98号、平成24年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成24年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,911万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,961万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

97ページをお願いします。

歳入でございます。

1款、介護保険料、1項、1目、第1号被保険者保険料。これにつきましては、94万6,000円の増額補正でございます。これは、当初より1号被保険者が増加したことによるものでございます。

3款、1項、1目、介護保険給付費負担金。これは、国の介護保険の給付に対する国の負担でございまして、給付の伸びの補正によるものでございます。

3款、2項、1目、調整交付金。これも同様に、給付の増加と、及び調整交付金の割合の見直しにより、1,174万円の増額となりました。

2目、地域支援事業交付金につきましては、7万9,000円の減額でございます。

3目、地域支援事業交付金につきましては、50万8,000円の増額でございまして、包括的支援事業及び任意事業の増額による補正でございます。

4目、介護保険災害臨時特例補助金3万2,000円の補正でございます。これは、介護保険災害臨時特例補助金といたしまして、福島県より転入された方の保険料の免除にかかる部分についての補助金でございます。

4款、支払基金交付金、1項、1目、介護給付費交付金。これは、第2号被保険者にかかる支払基金からの交付金でございまして、本年度の歳出の伸びに応じた収入の補正となっております。4,092万5,000円の増額補正でございます。

2目、地域支援事業支援交付金。これは、地域支援事業の減額による交付金の減でございます。

次のページ、98ページでございますが、県支出金、1項、1目、介護給付費負担金。

これは、介護給付費の増額に基づく県の負担金の増でございまして、2,041万4,000円の補正でございます。

5款、2項、1目、地域支援事業交付金。これは、先ほどと同じように、4万円の県補助金の減額でございます。

2目、地域支援事業交付金につきましては、25万4,000円の増額でございます。任意事業の歳出増に伴う増額でございます。

6款、繰入金、1項、1目、介護給付費繰入金1,764万円でございます。これは、介護給付費の増に伴います町の負担分でございます。

2目、地域支援事業繰入金。4万円の減額。

3目、地域支援事業繰入金25万4,000円の増額でございます。任意事業及び職員給与等の増額によるものでございます。

6款、繰入金、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金。補正は、298万3,000円の減でございます。これにつきましては、本年の介護給付費準備基金積立額を298万3,000円減額したため、繰入金をゼロとしたもので、予算の置き方の変更によるものでございます。

7款、繰越金、1項、1目、繰越金。前年度の繰越金でございまして、22万8,000円の増額補正でございます。

9款、1項、1目、財政安定基金貸付金。これは、給付費の増加に伴いまして収入が不足いたしますので、財政安定化基金より借り入れることといたしました。

100ページをお願いします。

歳出でございます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費でございます。これにつきましては、介護サービスにかかる給付の支出科目でございまして、今、9月までの実績に基づいて24年度分を推計して、不足となると思われるものを補正したものでございまして、トータルで1億2,842万円の補正となります。主なものでは、居宅介護サービス給付費で6,166万1,000円、施設介護サービス給付費で5,013万6,000円となっています。

続きまして、2款、保険給付費の2項、介護予防サービス等諸費でございます。介護予防サービスといいますのは、要支援1・2の方に対するサービス給付でございまして、これにつきましてもトータルで649万1,000円の増額となっております。介護

予防サービスがほとんどで、508万9,000円となっています。

続きまして、2款、保険給付費、6項1目、特定入所者介護サービス等費。これにつきまして、621万2,000円の補正でございます。これは、介護老人福祉施設や老人保健施設、及び短期入所等におきまして、市町村民税の課税状況に応じて部屋代とか給食費が減額されるものでございます。その増額でございます。

3款、1項、1目、二次予防事業費。二次予防事業につきましては、57万9,000円の減額でございます。介護予防委託料は、老健施設に予防事業の委託をするという予算を置いていたのですが、半年の実績でゼロということになりましたので、その分を減額することといたしました。

2目、一次予防事業費につきましては、給与の増額、及び講師謝礼、需用費の減額ということになっています。理学療法士を6万円、講師として予定していたのですが、ロコモ教室が医大の事業として、医大の負担で実施できましたので、その分を減額いたしました。

3款、地域支援事業、2項、2目、任意事業費の扶助費につきましては、100万円の増額でございます。これは、任意事業として介護用品支給でおむつの支給をしています。これにつきまして、実績による本年度の見込みということで、100万円の補正といたしました。

3目、総合相談事業は、12万3,000円の増額でございます。きみのネットワーク委員の報酬の一部の減額と、給与の増によるものでございます。

5目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業につきまして、16万4,000円の増額でございますが、これは職員給与の増に伴うものでございます。

6款、基金積立金、1項、1目、介護給付費準備基金積立金でございます。これは、先ほど収入の部分で申し上げましたが、取り崩しではなくて積立金の額を894万7,000円から298万3,000円減額いたしまして、596万4,000円の積み立てとしたものでございまして、その分、取り崩しが減っていることによります。

94ページをお願いします。

第2表、地方債。

起債の目的、財政安定化基金貸付金、限度額、2,395万5,000円、起債の方法、普通貸借、利率、無利子、償還の方法、和歌山県介護保険財政安定化基金の貸し付け条件による。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、または繰上償還することが

できる。

簡単ですが、以上、補正の説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

◎日程第26 議案第99号 平成24年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算  
(第2号)について

○議長(加納国孝君) 日程第26、議案第99号、平成24年度紀美野町野上簡  
易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議題とします。

説明を願います。

水道課長、温井君。

(水道課長 温井秀行君 登壇)

○水道課長(温井秀行君) 議案書の105ページをお開き願います。

議案第99号、平成24年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成24年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定め  
るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140万円を追加し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ7,692万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起  
債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によ  
る。

平成24年12月4日提出 紀美野町長 寺本光嘉

111ページをお開き願います。

歳入欄でございます。

上段は、3款、1項、繰入金、1目、1節、一般会計繰入金570万円でございます。  
過疎対策事業債で借入れ、一般会計へ繰り入れをさせていただくものでございます。

下段は、7款、1項、町債、1目、1節、簡易水道債、簡易水道事業債570万円で  
ございます。事業予算の詳細は、本年9月定例議会にて補正予算で御可決を賜りました

河北地区簡易水道管内3カ所の減圧槽付近に配水流量計を設置し、テレメーターで漏水をキャッチする漏水対策工事の財源を今般、予算計上させていただくものでございます。

112ページをお願いいたします。

歳出欄でございます。

1款、衛生費、1項、簡易水道費、1目、一般管理費、4節、共済費、一般職共済費7万9,000円の増額でございます。従事する職員の退職手当組合負担金等の引き上げに伴う財源の補正でございます。

2目、作業費でございます。補正額はございません。

下段、3款、1項、1目、予備費でございます。1,132万1,000円。歳入財源変更に伴う増額補正をさせていただきました。先ほども説明がありましたが、一般会計への繰入金の詳細は、予算書の58ページ、一般会計補正予算、歳入、21款、1項、町債、3目、衛生費、3節、過疎対策事業債570万円で計上をさせていただいております。

野上簡易水道事業特別会計からの繰出金の詳細は、予算書61ページ、歳出、4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費、28節、繰出金で570万円計上させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

○議長(加納国孝君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長(加納国孝君) 本日はこれで散会します。

(午前11時34分)